

令和5年5月太子町教育委員会（定例会）  
会 議 録

令和5年5月19日、午前10時00分より太子町教育委員会を太子町役場行政棟3階ホール（災害対策室）に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について  
令和5年度各校・園の生徒・児童・園児数について

第6. 議事

議案第41号 令和5年度太子町就学援助制度事務取扱要領の制定について

議案第42号 令和6年度太子町立小学校使用教科用図書採択要綱の制定について

議案第43号 太子町教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定について

議案第44号 太子町教育委員会情報公開条例施行規則の制定について

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

委員 福田 秀樹・福本 充治・杉本 泰代・竹澤 秀代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長 糸井 香代子

教 育 次 長 森 文彰

管 理 課 長	改 野	学 由
社 会 教 育 課 長	大 谷	康 弘
文 化 推 進 課 長	森 本	麻 友
管 理 課 係 長	武 中	俊 明
管 理 課 主 事	山 口	昂 輝

●開会・教育長あいさつ

教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席下さいましてありがとうございます。  
ただいまから、令和5年5月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認を、福田委員と竹澤委員にお願いします。  
本日の会議録の署名委員は福本委員と杉本委員を指名させていただきたいと思いを。  
よろしくお願いします。  
次に、本日予定されている議案は、個人情報保護の観点から非公開とするものではなく、  
すべて公開として取り扱うこととしますので、併せてご了承ください。

各委員 承知しました。

●行事結果・予定報告

教育長 それでは、行事結果・予定報告の説明をお願いします。

管理課長 行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。

<5・6・7月の行事結果・予定報告の説明>

教育長 5・6・7月の行事結果及び予定について何かご意見ご質問はありますか。

委員 6月3日に石海地区の青少協の総会がありますので、参加いたします。

教育長 よろしくお願いします。

他にご意見・ご質問はございますか。

それでは、続いて教育長報告の説明をお願いします。

●教育長報告

教育次長 今月の教育長報告は、太子町教育委員会後援名義使用許可について、令和5年度各校・  
園の児童・生徒・園児数についての2件です。

はじめに、太子町教育委員会後援名義使用許可に関して、4人の申請者から4件の行事  
についての申請がございました。

1件目の申請者は、NPO法人西播磨サッカー協会4種委員会4種委員長 田中 秀幸氏  
です。

事業名称は、「西播磨サッカー協会4種リーグ戦」です。令和5年5月4日(木・祝)か  
ら令和6年2月18日までで太子町総合公園(町民グラウンド・陸上競技場)で実施され  
ます。

事業目的としては、「サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発達に貢献する」という理念と生活圏に根付いた「U12 サッカーリーグの創造」となっております。

以上でございます。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育次長 2件目の申請者は、たいしウインドアンサンブル団長 榮藤 竜太氏です。  
事業名称は、第11回定期演奏会です。令和5年10月29日(日)に丸尾建築あすかホール(大ホール)で開催されます。

事業目的としては、「演奏活動を通じて、地域社会への貢献、音楽文化の向上に寄与する。団員相互の親善と演奏技術の向上を図ること」となっております。

以上でございます。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育次長 3件目の申請者は、太子町文化交流石見神楽実行委員会委員長 原田 玲子氏です。  
事業名称は、「太子町文化交流石見神楽事業」です。令和5年12月10日(日)に丸尾建築あすかホール(中ホール)にて開催されます。

事業目的としては、「普段見る事のできない伝統芸能団体を招き、地域文化の活性化を図ること」となっております。

以上でございます。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか。

教育次長 4件目の申請者は、太子ソフトバレーボール同好会 小村 清和氏です。  
事業名称は、「第20回飛鳥杯ソフトバレーボール交流大会(レンゲ・コスモス)の部」です。令和5年6月11日(日)に太子町民体育館及び太子町立龍田小学校体育館にて開催されます。

事業目的としては、「生涯を健康で明るく楽しく過ごす為、ソフトバレーボール愛好者が共に集い交流を深めソフトバレーボールの普及と振興に寄与する事を目的とする」こととなっております。

以上でございます。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

管理課係長 事務局から補足で説明があります。現在の後援名義使用申請書ですが、コロナが蔓延し始めた際に、申立事項に「新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策を講じます。」というチェック欄を追加したのですが、先日、感染症法上の分類が変更になりました。今までどおりの様式で受け付けますが、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策にチェック欄がない旧様式の申請書を持ってこられた場合でも受け付けてもよろしいでしょうか。

各委員 問題ありません。

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

教育次長 令和5年5月1日現在の町立小中学校及び幼稚園の児童・生徒・園児数を報告いたします。

数値につきましては、ご覧のとおりとなりますが、主な傾向といたしましては、子どもの数は減少傾向にあるという状況です。特に幼稚園の園児数につきまして、令和元年度と比較しますと令和元年度は270名でございまして、本年度につきましては、198名ということで5年前に比べましても4分の3の人数になっている状況でございます。

町立幼稚園は、龍田幼稚園と石海幼稚園で試験的に3歳児保育を行ってまいりました。今年度から太田幼稚園でも3歳児保育を実施しております。それに伴いまして、龍田幼稚園の3歳児が0になっております。これから幼稚園の在り方についても検討しなければなりません、幼稚園の状況、園児数が減ってきているという点が着目点かと思っております。以上になります。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか

管理課長 補足で説明を申し上げます。学級と児童数の関係で小学校につきまして、1年生から4年生までは35人学級、5年生・6年生につきましては、40人学級でございます。元々兵庫県の独自施策として4年生までが35人学級でしたが、その後、国が同様の措置を取りまして、現在4年生までが法定で35人学級となっております。来年度につきましては、そのまま学年進行で、5年生までが35人学級となります。

中学校について、太子東中学校の3年生の学級数を見ていただきますと6学級となっております。中学校は40人学級ですので、190人ですと本来5学級になります。一定の制約のもと6学級にしております。以上です。

教育長 補足も含めて何か質問はございますか。

委員 斑鳩幼稚園、石海幼稚園に行かれている3歳児の方の人数はわかりますでしょうか。

管理課係長 把握はしておりますが、手元に資料がないため、改めてお伝えします。

委員 35人学級のことですが、小学校のみでしょうか。

管理課長 はい、中学校はまだです。

委員 再来年で小学校はすべて35人学級になるということですか。

管理課長 おっしゃるとおりです。

委員 特別支援学級が新設されたところはありませんでしょうか。

管理課長 斑鳩小学校、太子東中学校でそれぞれ新設されています。太田小学校は増設されていません。

石海小学校が廃級となっております。

教育長 その他、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

ないようですので、次に議事に移ります。第41号議案について事務局より説明をお願いします。

## ●議事

管理課長 <第41号議案「令和5年度太子町就学援助制度事務事務取扱要領の制定について」説明>

前回の教育委員会にて、就学援助の事務局審査について、了承をいただきましたので、今回は、取扱要領の制定について教育委員の方々にご審議いただきます。

ご承認いただきましたら、事務局で行った審査結果につきましては、7月の定例教育委員会で報告をすることになると思います。

また、今年度から給食センターが公会計化を行っておりますので、申請者へのお金の流れが変更となっております。そういったことがこの要領の骨子となっております。

主な変更点だけお伝えしますと、学校を通じて振り込みをしておりましたが、直接保護者の口座に振り込むようになります。

給食会計の公会計化に伴い、給食センターからの請求に基づき、毎月管理課からの振り込みに変更しております。

なお、欠食者に対する給食費の振り込みはしないとしております。

学校徴収金の未納者の取り扱いについて、口座振込をせず学校を経由してお金をお支払いするという形で記載しております。

当初申請ですが、民生委員様にご負担をおかけして申請をあげていただいておりますが、申請者の責によらない状況で申請期限が過ぎてしまう場合は、民生委員や学校と調整し、柔軟に対応したいと考えています。

総括として、基本的な考え方は、変更はございません。

お金の流れや未納者の部分についての変更となります。以上です。

教育長  
委員

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問はございませんか。

「申請書中、『世帯の状況』の世帯とは」の説明書き部分について、「同一の敷地内(同じ地番)に別棟で家が建っている場合や光熱水費」の箇所を「建っている場合」ではなく「建っており」に文言の変更願います。

教育長

文言の変更をお願いします。

他にございませんか。

各委員

ありません。

教育長

では、議案第41号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

それでは、議案第42号について説明をお願いします。

管理課長

<議案第42号「令和6年度太子町立小学校使用教科用図書採択要綱の制定について」説明>

教科書は4年に1回採択が行われて、新しい教科書が使用されます。今年度が採択の年となりまして、来年度から新しい教科書が使用される流れになります。

選定するにあたり、子どもたちの学習内容に関わりますので、公平・公正に採択が行わなければなりません。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて、兵庫県教育委員会で、各地域に採択地区協議会が設置され、太子町は西播磨地区採択協議会の構成市町となっております。

この採択地区協議会で、教科書を選定し、地域の実態に即した教科書を使っているというのが現状でございます。

地区協議会委員とともに、各教科の教科書を精査し、どの教科書がふさわしいか調査を

する調査員がいます。この調査員につきましては、公平・公正な教科書選定とするため公開されていませんのでご了承ください。

先ほどご説明したものを要綱として定めるということでございます。

地区協議会の委員として、揖龍地区からは教育長、小学校長、PTAの代表が委嘱されています。

夏までに教科書採択の事務は完了しますので、本要綱は8月31日に限りその効力を失うとしております。

以上です。

教育長 ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 では、議案第42号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

管理課長 <議案第43号「太子町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」説明>

<議案第44号「太子町教育委員会情報公開条例施行規則の制定について」説明>

議案第43号、第44号については関連しているため、一括でご審議をお願いします。

担当より説明いたします。

管理課係長 配布しました参考資料をご覧ください。

デジタル社会形成を図るために個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日に施行されています。

これまで国・地方公共団体・民間事業者ごとに個人情報保護法や個人情報保護条例が縦割りで複数存在しておりました。デジタル庁が創設され、国や地方のデジタル業務改革を推進していくうえで、複数の規則の不均衡や不整合によりデータ利活用に支障が発生する懸念が生じたことから、一元的な管理監督体制を確立するために、今後は個人情報保護委員会が所管する同一の法律により運用されます。

それに伴い、地方公共団体の条例は、法の委任を受けた内容を規定するとともに、法律の範囲内で、必要最低限の独自の保護措置を講じることになります。

本町でも、法改正を受けて、「太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例」が廃止され、「太子町個人情報の保護に関する法律施行条例」と「太子町情報公開条例」が制定されました。これらの条例を運用するための施行規則もそれぞれ制定されています。新条例には実施機関の一つとして、教育委員会も挙げられていることから、町の新規則を準用する形で、教育委員会規則を制定したいと考えます。

「太子町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則」の制定を第43号議案に、「太子町教育委員会情報公開条例施行規則の制定」と「従来の規則の廃止」を議案第44号に上程させていただいております。

説明は以上です。

教育長 ただ今の説明に対して、ご質問等ございますでしょうか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 41 号、第 42 号について承認いただいてよろしいですか。  
各委員 結構です。

### ●その他

教育長 本日の議事は全て終了しました。  
続いて、その他の報告に移ります。まず教育委員から何かご意見、ご質問はありませんか。

委員 先ほど行事予定報告にて、管理課長より運動会前なので、熱中症等気をつけるように注意をするとありましたが、具体的にはどのような取組をされていますか。

管理課長 熱中症計の使用や、給水・休憩を適切にとるということに気を付けていると聞いております。

委員 昔はミネラルウォーターの許可や保健室にスポーツドリンクの常設を行い、必要に応じてネックタオルを使用していました。猛暑日などがやってくるので、今後指導される際には、このようなこともお伝えいただければと思います。

管理課長 スポーツドリンクは現状で許可をしていたと思いますが、再確認・周知しておきます。

委員 学校安全について、窓際に足場になるものは現状ないと思いますが、また確認をお願いできればと思います。

管理課長 毎月、安全点検を行っていますので、その際に指示をいたします。

教育長 校園長会でも話題になりました。事故が繰り返されないように再度伝えていきたいと思

います。  
他ございませんでしょうか。

委員 同じ学校安全の件ですが、通学路の歩行者の線が消えかかっている箇所がありまして、パトロールで立っている際に、いろんな人から再度引いていただけないかという意見をいただいております。

管理課長 毎年、教育委員会、まちづくり課、生活環境課、たつの警察、兵庫県龍野土木事務所と、各学校から要望が上がってきたものを集約し、点検をしています。

ですので、学校に一度要望いただければと思います。

要望いただいたところについては、引き直し等できるかどうかも含めまして、検討、協議を行っております。

各学校へ要望を挙げていただき、関係部署で調査し、実施してまいりたいと思います。

委員 引き直されるときに、子どもが歩く幅を広げて引き直すなどもしていただきたいと思

います。  
委員 駅前に跨線橋が今建設されていると思いますが、姫路市にも跨るところで難しいと思

いますが、太子高校の生徒の安全面についても事故が起こらないように姫路市と協議いた

だき考えていただければと思います。  
委員 同様に通学路の関係で先日龍田のバイパス付近で、5年生の子が事故にあいました。

その場所は以前通学路で使用しておりましたが、今は防犯の関係で通学路から外れてい

ますが、その該当箇所に飛び出し坊やの看板を置いていただきたいです。

管理課長 違う場所に飛び出し坊やの看板を以前 PTA が設置していたところ、風雨で動いたのか、その看板が車に当たった事例もございます。方策についても含めて、一度確認していきたいと思います。  
事故が起こった以上、学校からの安全点検で上がってくると思いますので、そこで判断がなされると思います。

教育長 他ございませんか。

各委員 ありません。

教育長 次に事務局からの連絡報告事項ですが、文化推進課長より民俗資料館について報告がございます。説明をお願いいたします。

文化推進課長 民俗資料館の存続の方針に係る議案上程スケジュールについてご報告します。  
報告の趣旨ですが、太子山公園に所在の施設で、兵庫県登録文化財建造物である民俗資料館について、現在地に移築して 45 年が経過し、茅葺き屋根をはじめ、各部が経年劣化してきています。また、現在は建物自体の耐震補強を行っておらず、躯体自体の老朽化が顕著です。  
こうした状況の中、施設の在り方をめぐって、まずは建物の存続の可否の方針決定が喫緊の課題となっています。この件について、教育委員会において最終決定を行っていただくため、次のスケジュールで議案として上程予定である旨報告するものです。  
次に、施設の概要として、民俗資料館は施設の区分が、歴史資料館の付属施設で町条例に明記されている公共施設です。  
文化財の区分は兵庫県登録文化財「旧尾野家住宅」で、構成は母屋、土蔵です。  
建築年代は文久年間、旧民家で昭和 53 年に現在地に移築されています。  
議案の上程スケジュールですが、6 月 28 日に社会教育審議会にて民俗資料館の在り方について諮問し、審議していただいた答申をもって 7 月以降の定例教育委員会にて議題として上程させていただく予定としております。以上です。

教育長 ご意見、ご質問ございますでしょうか。

各委員 ありません。

教育長 では、このスケジュールで進めていただきますようお願いいたします。  
ほか管理課、社会教育課から連絡報告事項はございませんか。

管理課長 <インフルエンザでの学級閉鎖について報告>  
<市町村教育委員会研究協議会についての説明>

教育長 他にございませんでしょうか。

委員 インフルエンザによる休校等は、また早めにご連絡いただければ幸いです。

教育長 他ございませんか。  
では、次回定例会は、6 月 12 日(月)午前 10 時に開会します。  
それでは、5 月の定例会はこれで終了させていただきます。お疲れ様でした。

令和 5 年 5 月 19 日午前 11 時 30 分閉議